

新型コロナウイルス感染症に関する Q&A

【居宅介護支援】

問1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への対応方針について（令和2年2月27日付け31川健介保第1333号）通知のモニタリングについて、利用者都合による場合は書面又はFAX等によるモニタリングを可能とするが、ケアマネ都合は認めないと解してよいか。

（回答）

感染拡大が収束に向かうまでの間は、利用者都合による場合のほか、担当のケアマネが風邪や発熱などの症状により外出を控え、利用者の居宅を訪問できない場合についても特段の事情に該当します。

問2 令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いの事務連絡では、訪問介護費の特定事業所加算の算定要件である定期的な会議について開催等ができない場合でも当該加算の算定要件を満たすとされているが、居宅介護支援費の特定事業所加算の算定要件である定期的な会議及び事例検討会も同様か。

（回答）

同事務連絡の訪問介護を居宅介護支援と読み替え、被災等と新型コロナウイルス感染症等と読み替え、やむを得ず開催等できない場合でも算定可能と解します。

なお、事例検討会も同様です。

問3 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）の問1で、デイサービス等が要請を受けた休業又は自主的な休業に加え、感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、事業所でのサービスと訪問によるサービスの両方を行うことを可能とされたが、訪問によるサービスとした場合、居宅サービス計画等の変更は必要か。

（回答）令和2年3月19日追加

~~臨時的な取扱いとしてサービスの提供方法のみを変更する場合は、居宅サービス計画等を変更する必要はありません。~~

（回答）令和2年4月28日修正

※新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）にて示されたことによる修正

居宅サービス計画等に係るサービス内容の記載の見直しが必要となりますが、サービス提供後に行っても差し支えありません。また、事前の同意があれば、文書による同意は、サービス提供後に得ても差し支えありません。

問4 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）の問1で、デイサービス等が休業等に加え、利用者の希望に応じて、事業所でのサービスと訪問によるサービスの両方を行うことを可能とされたが、利用者から訪問による機能訓練等の希望があった場合、当該希望された機能訓練等の提供をデイサービス等に要請しても差し支えないか。

（回答）令和2年3月19日追加

要請し、調整することは差し支えないものと解しますが、この取扱いは臨時的なもので、かつ、デイサービス等が対応できる場合に限られますので、事前にデイサービス等が対応可能な体制を整えているか等について連絡調整し、対応可能であることが確認できた場合に要請等を行うようにしてください。

問5 令和2年2月27日付け31川健介保第1333号通知（サービス担当者会議、モニタリングにおける特段の事情等）の取扱いは、4月以降も引き続き継続すると解してよいか。

（回答）令和2年3月27日追加

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）の中で、高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。

したがって、4月以降も専門家会議等を踏まえ、対面以外の方法で利用者等の生活に対する意向の共通理解や意思が十分に反映できるときは、サービス担当者会議に代えてサービス担当者への照会等による情報交換でも差し支えなく、また、利用者の状況変化や目標の達成状況等を訪問以外の方法で把握できるときは、訪問以外の方法で把握した内容を居宅介護支援経過に残すことでも差し支えありません。

なお、31川健介保第1333号通知にもありますとおり、モニタリングについては、新型コロナウイルス感染症の拡大が一定程度収束したときは速やかに、サービス担当者会議については必要に応じて開催するなど、適切な御対応をお願いします。

問6 居宅介護支援事業所に配布された布製マスクは、当該事業所から利用者に配布するとされているが、感染対策として利用者との接触を控えている中で、当該布製マスクをどのような方法で利用者に配布すればよいか。

（回答）令和2年3月27日追加

事前に利用者に連絡を行い、配布方法等について調整したうえで、適切に配布をお願いします。

問7 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）で、退院・退所加算は病院等の職員との面談に代え、電話やメ

ール等で情報収集を行った場合でも算定要件と満たすとされたが、この方法で情報収集を行った場合、情報収集の方法等も記録に残す必要があるか。

(回答) 令和2年3月27日追加

聞き取り日時、状況提供を受けた職種(氏名)及び利用者に関する情報に加え、情報収集の方法等も残してください。

問8 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)で、年度内に福祉用具を購入しようとしたものの、新型コロナウイルスの影響で調達が困難であり、次年度に購入した場合でも、年度内の限度額として保険給付を行うことが可能であるとされたが、この取扱いは、具体的にどのような利用者が対象となるのか。

(回答) 令和2年3月30日追加

特定福祉用具販売については、サービス担当者会議でその妥当性を検討し、居宅サービス計画に当該特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないとされています。(指定居宅介護支援等基準第13条第22号)

したがって、領収書の記載日が次年度であった場合でも、サービス担当者会議の開催及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載した居宅サービス計画の作成年月日が年度内であって、かつ、利用者が現年度内に購入意思があった旨が確認できたときは、年度内の限度額として取り扱うことができます。

問9 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(以下「臨時的な取扱い」という。)の第3報の間9で、居宅介護支援のサービス担当者会議は、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能とされているが、居宅サービス計画の初回作成についても同様の対応で問題ないか。

(回答) 令和2年5月8日追加

初回、継続にかかわらず、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催としていただいて差し支えありません。

問10 臨時的な取扱いの第3報の間9で、サービス担当者会議の開催は利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は不要とされているが、この軽微であるかは、介護保険最新情報 Vol.155(1)の例示で判断するともとの解してよいか。

(回答) 令和2年5月8日追加

お見込みのとおりです。

なお、介護保険最新情報 Vol.155 (1) に例示されているもの以外については、利用者の自宅以外または電話・メールなどを活用して開催するなど、適切に対応してください。

問 11 通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問等によるサービスの提供を行う場合、週間サービス計画やサービス利用票はどのように記載すればよいか。

(回答) 令和 2 年 5 月 8 日追加

あらかじめ提供方法や所要時間等を把握している場合は、当該把握している提供日時等に沿って週間サービス計画等を作成していただく必要がありますが、通所介護事業所の体制により、提供方法等を変更することがあるときは、主たる提供方法等で週間サービス計画等を作成し、利用者等へは事前に提供方法が変更になることや、それに応じて利用料金が変わることを丁寧に説明してください。

問 12 臨時的な取扱いとして、「令和元年度台風第 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」を参考にするとされ、同取扱いでは、被災地や被災地から避難者を受け入れた場合について、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に 40 件を超える利用者を担当することになった場合においては、40 件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能とされているが、既に 40 件を超えていた場合で、さらにやむを得ず一時的に利用者を受け入れた場合の減算については、どのように取り扱えばよいか。

(回答) 令和 2 年 5 月 8 日追加

この取扱いは、被災地や被災地から避難者を受け入れた場合で一時的に 40 件を超えた場合における臨時的な取扱いですので、今般の新型コロナウイルス感染症にかかわらず既に 40 件を超えているものについては、この臨時的な取扱いは適用されないものと解します。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響より前に受け入れていた利用者数が 40 件未満となった場合は、この限りではありません。

問 13 臨時的取扱いの第 4 報の問 11 にある感染拡大防止の観点から、モニタリングを月 1 回以上実施できない場合についても柔軟に取り扱うことができるとされたが、2 か月以上実施できない場合も同様か。

(回答) 令和 2 年 5 月 8 日追加

引き続き特段の事情に該当するときは、当該事情について具体的な内容を記録しておくことで、減算等を適用しない取扱いとなります。ただし、利用者等と面接以外の方法で適切にモニタリングを実施していない期間が継続することは適切ではありません。

問 14 外出自粛要請等の影響により、生活援助の内容に時間を要して 45 分を大きく超

えた場合における 45 分以上の単位数を算定する旨を利用者に説明し、かつ、介護支援専門員が必要と認めるときには、45 分以上の単位数を算定することができるとされているが、この場合、サービス計画についても変更する必要があるか。

(回答) 令和 2 年 5 月 8 日追加

生活援助の所要時間 45 分以上を大きく超えることが 1 か月以上継続するなど、常態化している場合は、サービス計画を変更してください。

問 15 臨時的取扱いの第 5 報の問 4 で、退院・退所加算の算定要件である病院等の職員との面談については、電話・メールなどの活用などに緩和されたが、カンファレンス（B005 退院時共同指導料 2 の注 3 の要件を満たすもの）についても、感染拡大防止の観点から、3 者未満であっても、共同指導を行った場合は、同カンファレンス要件を満たすものと解してよいか。

(回答) 令和 2 年 5 月 8 日追加

(Ⅰ) ロ、(Ⅱ) ロ、(Ⅲ) ロの算定要件であるカンファレンスについては、老企第 36 号第 3 の 6 で示されている要件を満たすものに限ります。

問 16 臨時的取扱い第 8 報で、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、居宅サービス計画（標準様式第 2 表、第 3 表、第 5 表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要とされている。

臨時的取扱い第 2 報では、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとされているが、居宅サービス計画が見直された場合、加算・減算はどのように考えればよいか。

(回答) 令和 2 年 5 月 8 日追加

臨時的取扱い第 2 報の取扱いは、指定通所介護事業所等以外で行う指定通所介護等についても、個別サービス計画の内容を踏まえできる限りサービスを提供したときは、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算について算定できるとしたものです。

したがって、居宅サービス計画書が見直された結果、提供するサービス内容や実行するサービス種類が見直されたときは、当該見直しに合わせ、加算・減算についても変更が必要です。

問 17 臨時的取扱いの第 11 報の問 5 で、新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合は、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、居宅介護支援費の請求は可能

となっておりますが、どのように請求データ送付すればよいか。また、対象となるサービス提供月はいつからになるか。

(回答) 令和2年5月28日追加

請求データの送付については、当初、居宅サービス計画等の策定していたとおりの内容の給付管理票データの送信をしてください。

対象となるサービス提供月は、令和2年5月提供分からとし、それ以前の提供に関しては対象外とします。(厚生労働省に確認済)

【訪問介護】

問1 臨時的取扱いの第4報の問5で、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合であっても、生活援助中心型20分以上45分未満の報酬を算定することとして差し支えないとされているが、感染拡大防止の観点から、訪問時間を可能な限り短くするため所要時間20分以上の身体介護を20分未満として、引き続き生活援助を提供した場合、生活援助の単位数を加算することはできるか。

(回答) 令和2年5月8日追加

感染拡大の防止の観点から、訪問時間を可能な限り短くするためサービス計画において所要時間20分以上としている身体介護を、提供日当日の利用者の心身の状況等からサービスの一部中止または短縮等した結果、所要時間が20分未満となった場合でも、所要時間20分以上の身体介護に引き続き生活援助を提供したものととして差し支えありません。ただし、この取扱は、担当の介護支援専門員が必要と判断しており、かつ、事前に利用者等から同意を得ている場合に限りです。

問2 臨時的取扱いの第6報の問3で、20分以上45分未満の生活援助について、外出自粛要請等の影響により、実際の生活援助の時間が45分を大きく超えた場合、請求前に利用者からの同意が得られていることが前提として45分以上の単位数を算定できるとされているが、文書による同意はサービス提供後でも問題ないか。

(回答) 令和2年5月8日追加

通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合と同様、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで差し支えありません。

問3 生活機能向上連携加算(Ⅱ)の算定要件であるカンファレンスについて、感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない代替手段をもって開催することでも可能か。

(回答) 令和2年5月8日追加

臨時的取扱い第 9 報の問 5 において、リハビリテーションマネジメント加算の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催」は、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用し、柔軟に対応することが可能とされていますので、生活機能向上連携加算（Ⅱ）の算定要件であるカンファレンスについても同様に、柔軟に対応することが可能と解します

【訪問看護】

問 1 臨時的な取扱い第 10 報の問 1 で、当該月に看護職員による居宅を訪問しての訪問看護を 1 日以上提供した実績があり、主治医への状況報告と指示の確認を行った上で、看護職員が電話等により本人の病状確認や療養指導等を実施した場合には、20 分未満の訪問看護費を週 1 回に限り算定可能であるとされているが、理学療法士等による訪問看護が 1 日以上提供した実績があった場合でも同様に、看護職員が電話等により本人の病状確認や療養指導等を実施することは可能か。

(回答) 令和 2 年 5 月 8 日追加

看護職員とは、保健師、看護師又は准看護師とされていますので、理学療法士等による訪問看護が 1 日以上提供した実績があった場合でも、別に看護職員による訪問看護の提供がない限り、電話等による本人の病状確認や療養指導等による 20 分未満の訪問看護費は算定できません。

問 2 利用者が感染拡大を恐れて受診できない場合で、訪問看護指示書が発行されない場合における有効期間の延長等の例外はあるか。

(回答) 令和 2 年 5 月 8 日追加

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書については、4 月末まで支給対象となる等の通知が発出されていますが、訪問看護指示書については、有効期間を延長する等の通知は出ておりませんで、期間内に医師等から訪問看護指示書の交付を受けていただく必要があります。

【訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション】

問 1 新型コロナウイルス感染症等の影響で、リハビリテーション会議を開催できない場合、サービス担当者との情報共有は書面その他の方法で行うことで差し支えないか。

(回答)

令和 2 年 2 月 27 日付け 31 川健介保第 1333 号通知のサービス担当者会議をリハビリテーション会議と読み替え、利用者の状況等に関する情報を当該リハビリテーション会議の構成員と共有していただくことで差し支えありません。

【通所介護・地域密着型通所介護】

問1 個別機能訓練加算の算定要件である3月毎に1回以上の利用者宅の訪問について、新型コロナウイルス感染症等の影響で訪問ができない場合でも、やむを得ない事情として算定要件を満たすものと解してよいか。

(回答)

令和2年2月27日付け31川健介保第1333号通知のモニタリングを個別機能訓練加算の算定要件である3月毎に1回以上の利用者宅の訪問と、支援経過記録等を個別機能訓練加算モニタリング表等と読み替え、収束した後、速やかに利用者宅へ訪問し、モニタリングを行った場合、算定要件を満たすものと解します。

問2 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)の別紙1の2の取扱いにより、個別サービス計画の内容を踏まえ利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合、通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算について、引き続き、加算・減算を行うものとするが、送迎については事業所と利用者の居宅を送迎していないため、減算とすべきか。

また、個別機能訓練加算(Ⅱ)については、理学療法士等から直接訓練していない場合、算定はできないのか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)では、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りサービスを提供した場合とされていますので、所要時間による区分の取扱いを除き、加算・減算については、サービス利用票別表に記載されているサービスコードのとおり請求していただいて差し支えありません。

なお、送迎減算もサービス利用票別表に通所介護送迎減算のサービスコードが記載されていない場合は送迎減算とする必要はなく、また、個別機能訓練加算(Ⅱ)についても同サービスコードが当該別表に記載されているときは算定して差し支えありません。

問3 臨時的取扱い第2報及び第4報問3で、休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定できるとされているが、定員に余裕がある系列事業所の場所を使用した場合でも同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定できるか。

(回答) 令和2年5月8日追加

系列の事業所において、一定の広さを確保でき、また、安全面や衛生面の観点から必要な

サービスを提供できる場合は、系列事業所において提供したサービス提供時間等に応じ介護報酬を算定して差し支えありません。

問4 感染拡大防止の観点から、事業所内と屋外に分けてサービス提供を行うことは可能か。

(回答) 令和2年5月8日追加

指定通所介護または指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）は、効果的な機能訓練等が提供できる場合であって、あらかじめ通所介護計画または地域密着型通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）に位置付けているときは、事業所の屋外でサービス提供ができるとされています。

したがって、感染拡大防止の観点から、あらかじめ通所介護計画等に位置付けているときは、事業所の屋外でサービス提供を行うことができ、また、当日の利用者の心身の状況や従業員の体制等に応じて、同一時間帯に利用者を屋内と屋外に分け指定通所介護等を提供することは可能です。

なお、屋内と屋外で指定通所介護等を提供する場合、双方に必要な人員を配置するなど、利用者の安全等に十分配慮してください。

問5 臨時的取扱い第9報問2で、利用者及び職員への感染リスクを下げるため、指定を受けたサービスの形態を維持しつつ、サービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が短時間となった場合でも、それぞれのサービスの最も短い時間の報酬区分で算定することは可能とされているが、午前と午後それぞれでサービス提供時間を短くしてサービス提供することは可能か。また、その場合、2単位となるため、変更届等は必要か。

(回答) 令和2年5月8日追加

利用者ごとに策定した通所介護計画等に位置づけられた内容の指定通所介護等を一体的に提供していると認められる場合は、同一単位で提供時間の異なる利用者に対して指定通所介護等を提供することができます。

したがって、感染拡大防止の観点から、午前と午後に指定通所介護等を提供する場合であって、当該指定通所介護等を提供した日における利用者数の合計が、指定を受けた単位ごとの利用定員を超えていないときは、一体的に提供しているものとみなし、届出は不要です。

問6 臨時的取扱い第2報で、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分を算定できるとされているが、1日に複数回の訪問をした場合のサービス時間の区分はどのように解釈すればよいか。

(回答) 令和2年5月8日追加

1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとされています。

したがって、訪問によるサービスを提供したときは、以下のとおりの算定となります。

例 通常規模の事業所 要介護1

計画書の提供時間 7時間以上8時間未満 (648単位)

(1) 1日に所要時間30分未満の訪問を2回提供

通所介護 I 21・時減 (267単位) × 2回

※648単位 ≥ 534単位

(2) 1日に所要時間30分未満の訪問を3回提供

通所介護 I 51 (648単位) × 1回

※648単位 ≤ 801単位

なお、上記(1)の算定を行う場合、1日につきとされている加算項目は、1回に限りますのでご注意ください。

問7 臨時的取扱い第4報の問1で、通所サービスの事業所におけるサービス提供と当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うことができるとされているが、訪問によるサービスに代え、電話による安否確認を提供することも可能か。

(回答) 令和2年5月8日追加

サービス提供時間の短縮、ご自宅への訪問又は電話による安否確認等のいずれの方法で提供するかは、利用者等の意向及び担当の介護支援専門員の判断等に応じて、適宜、適切な方法を組み合わせて提供することは可能です。

問8 臨時的取扱い第6報の問2で、利用者等の意向を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、自主的な休業等した事業所は1日1回まで相応の介護報酬の算定が可能とされ、算定方法は第2報を参考にするとされているが、この電話により確認した場合の加算・減算については、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合における加算・減算を算定すると解してよいか。

(回答) 令和2年5月8日追加

算定することは可能ですが、サービス提供時間の短縮等、当初の居宅サービス計画等と異なる方法でサービスを提供するには事前に利用者の同意を得ることが必要ですので、加算・減算についてもこの同意を得る際に丁寧に説明をしてください。

問9 臨時的取扱い第6報問1、問2で休業要請を受けたときは1日2回まで、休業要請を受けず感染拡大防止の観点から電話による安否確認をしたときは1日1回まで、介護報酬の算定が可能されたが、この取扱いは、第6報発出前に行ったこの電話による安否確認も対象になるのか。

(回答) 令和2年5月8日追加

令和2年4月28日付別添「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」は、令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡等において示した内容をわかり易く伝える観点から作成したものとされています。

したがって、令和2年2月17日以降において、利用者の同意を得た上で行った電話による安否確認について介護報酬を算定することは可能と解します。

問10 臨時的取扱い第6報で、電話による安否確認についても介護報酬の算定は可能とされたが、利用者の同意を得る前に行った電話による安否確認は、介護報酬を算定することはできないのか。

(回答) 令和2年5月8日追加

介護報酬は、利用者が受ける指定居宅サービス等が居宅サービス計画等の対象となっている場合であって、支給すべき限度において、当該利用者に代わり、指定居宅サービス事業者等に支払うことができるとされています。

したがって、指定通所介護等に代えて電話による安否確認が必要であると担当の介護支援専門員が判断していない場合や、当該電話による安否確認を受けることについて利用者が同意をしていないときは、当該費用について介護報酬を算定できません。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

問1 概ね1月に1回程度、看護師等によるアセスメント及びモニタリングを行うこととされているが、新型コロナウイルス感染症等の影響で看護師等を十分に確保できず、訪問によるアセスメント等を行うことができない場合、他の方法によりアセスメント等を行うことでも差し支えないか。

(回答)

令和2年2月27日付け31川健介保第1333号通知で、介護支援専門員が行うモニタリングについて新型コロナウイルス感染症等の影響で訪問ができない場合、やむを得ない事情としておりますので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるアセスメント及びモニタリングについても新型コロナウイルス感染症等の影響で訪問ができないときは、同様にやむを得ない事情とし、他の方法によりアセスメント等を行うことで差し支えありません。

【福祉用具貸与】

問1 対象外種目の例外給付について、老企第36号第2の9(2)①ウの状態像に該当する者については、市に確認依頼書を提出し、適正であると判断された場合に限り、確認日(書類提出日)以降の介護報酬の算定が可能とされているが、新型コロナウイルス感染症の影響で主治の医師等に面会その他確認等ができないときは、当該確認依頼書を提出する前の対象外種目に係る福祉用具貸与費についても、介護報酬の算定が可能であると解してよいか。

(回答)

令和2年3月2日付け31川健介保第1344号通知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で医師の医学的所見による判断を確認できない場合は、収束後概ね1月以内に医師の医学的所見による判断を確認し、「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書」を提出いただければ、確認日(書類提出日)前の対象外種目も例外給付の対象とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響前の対象外種目に係る例外給付についてはこの限りではありません。

【第12報関連・共通事項】

問1 通知の運用はいつから適用か。

(回答) 令和2年6月12日追加

令和2年6月1日提供分以降に適用可能です。それ以前の利用分に遡及して適用することはできません。

問2 算定可能な期間は何年何月までか。

(回答) 令和2年6月12日追加

厚生労働省から終了期限の明示がありませんので、現時点で未定です。

問3 新型コロナウイルスの影響を受けていない事業所は適用することはできるか。

(回答) 令和2年6月12日追加

被保険者の利用控えや外出自粛要請に伴う利用者の減少、営業時間短縮、感染拡大防止策の実施、職員の出勤調整等、新型コロナウイルスに係る状況の変化が生じていない場合や対応を行っていない場合は適用することができません。

問4 利用者への同意を事前にするのは困難なので、請求するまでに行えばよいか。

(回答) 令和2年6月12日追加

第12報に「介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合」とあ

りますので、増額請求をする対象日より前に同意を得てください。なお、6月提供分について事前同意が困難な場合には速やかに同意を得てください。

問5 計算はどのように考えればよいか。

(回答) 令和2年6月12日追加

個々の事業者、被保険者により異なりますので、第12報の計算例を参考に貴所にて計算を行ってください。

問6 ある被保険者が同じ月に2事業所を利用した場合、どのように算定すればよいか。

(回答) 令和2年6月12日追加

被保険者で通算せず、それぞれの事業所において、算定回数を計算することが可能です。

問7 1事業所内で、被保険者ごとに計算方法を変えることは可能か。

(回答) 令和2年6月12日追加

区分支給限度基準額の調整より、同じ利用日数・利用時間の被保険者でも、算定結果が異なることが考えられることから、計算方法を変えることは可能です。なお、被保険者によって利用者負担額が異なる場合は、算定方法が異なる理由や利用者負担額等を被保険者に十分に説明し、理解を得るようにしてください。また、説明を行ったことを記録してください。

問8 今回の運用を適用した場合、当然利用者負担額も増額するが、減免の制度はあるか。

(回答) 令和2年6月12日追加

ありません。利用者負担額が増額することも事前に同意を受けたうえで、本取扱いを適用してください。

問9 今回の運用を適用した場合、当然利用者負担額も増額するが、被保険者から増額分を徴収しなくてもよいか。

(回答) 令和2年6月12日追加

介護保険制度はすべての制度利用者に対して利用者負担を求めており（一部減免対象者を除きます）ますので、徴収してください。

【第12報関連・居宅介護支援】

問1 算定は居宅サービス計画の回数を基にするのか、利用実績を基にするのか。

(回答) 令和2年6月12日追加

利用実績に基づき算定してください。

問2 実際の提供時間に変更はないが、居宅サービス計画を変更する必要があるか。

(回答) 令和2年6月12日追加

「サービス利用票別表」(第7表)のサービスコードを請求に合わせて変更する必要があります。また、それに伴い「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」(第6表)と齟齬が生じますので、その状況がわかるよう、「居宅介護支援経過」(第5表)等に「第12報に基づき請求を行った」旨を記録してください。

問3 居宅サービス計画を変更する場合、サービス担当者会議やそれに代わる代替対応を行う必要はあるか。

(回答) 令和2年6月12日追加

2区分上位又は加算算定を行うのみでは不要ですが、当該調整の結果、他のサービスの利用回数等に影響を及ぼす場合は行ってください。

問4 通所系サービスの利用時間帯の前後に訪問介護等の別サービスを利用している被保険者について、今回の2区分上位の報酬算定をした結果、提供時間帯が重複するが、別サービス事業者にはどのように請求を行わせればよいか。

(回答) 令和2年6月12日追加

令和2年6月15日修正

今回の処置は報酬算定上の処理であり、実際の提供時間を変更したものではありません。また、国保連に送信するのは「給付管理票」のみであるため、「どの日の何時にどのようなサービスを提供しているか」という確認は請求システム上行きません。そのため、通常どおり請求を行うよう伝えてください。

【第12報関連・通所系サービス 短期入所生活系サービス共通事項】

問1 事前説明と同意について、口頭、書面等、方法の指定はあるか。記録を残しておく必要はあるか。

(回答) 令和2年6月12日追加

支援計画の見直しや、加算を新たに算定することによる運営規程や契約書類の内容を変更する場合は、書面による説明を行う必要があります。

それ以外の場合は特段の規定はありませんが、利用者負担額が変更することから、文書による同意を行うことが望ましいです。なお、口頭説明を行う場合は、同意を得た旨を記録してください。

問2 事前同意に係る書式はあるか。

(回答) 令和2年6月12日追加

特段の指定はありませんが、説明者、説明内容、同意日、被保険者署名欄といった、合意形成等に係る内容は必要ですので御注意ください。

【第12報関連・通所系サービス】

問1 すべての利用日で2区分上位の報酬を算定することが可能か。

(回答) 令和2年6月12日追加

第12報にありますとおり、利用時間数及び利用日数により算定可能日数は異なります。

問2 感染症拡大の観点から、通所を控えてもらい、職員による訪問や電話での相談に切り替えた場合でも適用可能か。

(回答) 令和2年6月12日追加

第12報にありますとおり、訪問や電話で代替対応した場合は、適用できません。

問3 訪問や電話での相談を行った日数は、算定日数に加えることは可能か。

(回答) 令和2年6月12日追加

第12報にありますとおり、訪問や電話で代替対応した場合は、含めることができません。

問4 「区分支給限度基準額の取扱いに変更はない」とあるが、2区分上位に算定した結果が区分支給限度基準額を超過する場合、どのようにすればよいか。

(回答) 令和2年6月12日追加

原則的には区分支給限度基準額内に収まるよう、居宅介護支援事業者が調整を行ってください。なお、被保険者の同意がある場合は、この限りではありません。

問5 9時間以上10時間未満等の場合、請求は延長加算対応の時間帯のサービスコードで行うことになるが、延長加算の申請を行っていない事業所でも請求することは可能か。

(回答) 令和2年6月12日追加

令和2年6月12日時点で厚生労働省から申請に係る通知はありません。申請の必要がある場合は改めてお知らせします。

問6 2区分上位の算定をする場合、実際のサービス提供時間は予定どおりのままでよいか。

(回答) 令和2年6月12日追加

予定どおり提供してください。

【第 12 報関連・短期入所生活系サービス】

問 1 加算算定する日数の上限はあるか。

(回答) 令和 2 年 6 月 12 日追加

令和 2 年 6 月 15 日修正

第 12 報に記載の日数を上限に、利用日数を 3 で除した数を切り上げた日数分まで算定可能です。

問 2 短期入所生活系サービスについて同月内に複数回の宿泊があった(例: 3 泊 4 日で利用し、日を開けて場合、5 泊 6 日利用した) 場合、1 回の利用ごとに加算算定回数の計算 (3 で除して切り上げ) を行うことは可能か。

(回答) 令和 2 年 6 月 12 日追加

加算の算定回数は、1 月のサービス提供日数を通算して計算を行ってください。

【第 12 報関連・総合事業】

問 1 総合事業の通所型サービスには適用するか。

(回答) 令和 2 年 6 月 12 日追加

通所型サービスは、時間帯によって報酬区分を分けていませんので、適用しません。